

○取得時講習実施要領の制定について

〔 令和 3 年 3 月 2 6 日 〕
〔 例規甲（免試）第 1 0 6 号 〕

取得時講習実施要領

第 1 目的

この要領は、山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる講習（以下「大型車等講習」という。）、同項第 5 号に掲げる講習（以下「自動二輪車講習」という。）、同項第 7 号に掲げる講習（以下「旅客車講習」という。）及び同項第 8 号に掲げる講習（以下「応急救護処置講習」という。）（以下「取得時講習」と総称する。）の実施について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 取得時講習の実施

取得時講習の実施は、法第 1 0 8 条の 2 第 3 項に基づく道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「規則」という。）第 3 8 条の 3 に定める要件を備え、公安委員会が委託した講習機関（以下「委託先講習機関」という。）において実施するものとする。

第 3 取得時講習の対象者

取得時講習の受講対象者（以下「受講者」という。）は、原則として公安委員会の大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）、普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）、大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）又は普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）の運転免許試験に合格した者（道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号）第 3 3 条の 6 に該当する者を除く。）とする。

第 4 取得時講習の実施時期

取得時講習は、原則として公安委員会の大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許の運転免許試験に合格した後に行うものとする。

第 5 取得時講習指導員の要件

取得時講習指導員として従事する者は、細則第 1 8 条の 6 の規定により取得時講習

指導員として認定された者（以下「講習指導員」という。）をもって充てるものとする。ただし、細則第18条の7に該当する者を除くものとする。

第6 取得時講習の実施計画

委託先講習機関は、規則第38条第4項、第5項、第7項及び第8項に定めるところにより、あらかじめ講習実施計画を策定し、実施に努めるものとする。

第7 取得時講習の受講申請

- 1 受講申請は、受講者が取得時講習受講申請書（細則別記様式第15。以下「受講申請書」という。）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を経由して公安委員会に申請するものとする。
- 2 運転免許課長は、申請の受理に当たっては受講者本人であることを確認するとともに、合格の有無、受けようとする免許の種類、講習一部免除該当者の有無、手数料の金額等を確認するものとする。
- 3 運転免許課長は、受講申請書を受理したときは受講者の希望する委託先講習機関を考慮し、指定した委託先講習機関を記載した取得時講習実施通知書（第1号様式。以下「実施通知書」という。）を交付するものとする。
- 4 実施通知書の番号は、暦年の一連番号とする。
- 5 実施通知書の番号の表示方法は、5桁の数字とし、上位の2桁は年号の年数、末尾3桁は一連番号の数字を連ねて構成するものとする。
- 6 運転免許課長は、実施通知書を交付するときは取得時講習実施通知書交付簿（第2号様式）を作成し、交付状況を明らかにしておくものとする。

第8 取得時講習の手続

- 1 取得時講習の申込み
 - (1) 取得時講習の申込みは、受講者から委託先講習機関に対して行うものとする。
 - (2) 委託先講習機関は、取得時講習の申込みを受けたときは受講者が運転免許試験の合格者であるか確認するとともに、取得時講習予約簿（第3号様式）に必要事項を記載し、講習実施日を指定するものとする。
 - (3) 講習実施日の指定は、受講者の受講希望日等を考慮するなど調整して行うものとする。
- 2 取得時講習の受付及び名簿の作成
 - (1) 取得時講習の受付は、委託先講習機関において講習日に行うものとする。
 - (2) 委託先講習機関は、受講者から実施通知書の提出及び運転免許証（仮運転免許証を含む。以下「免許証」という。）の提示を求め、受講者の確認をするものとする。ただし、免許証の提示は、免許証を有している者に限るものとする。
 - (3) 委託先講習機関は、取得時講習受講者名簿（第4号様式）を作成するものとする。

第9 講習記録簿の作成

- 1 委託先講習機関は、取得時講習を実施する場合は旅客車講習記録簿(第5号様式)、大型・中型車講習記録簿(第6号様式)、準中型車11時間講習記録簿(第6号様式の2)、準中型車4時間講習記録簿(第6号様式の3)、普通車講習記録簿(第7号様式)又は自動二輪車講習記録簿(第8号様式)に実施状況等を記載して明らかにしておくものとする。
- 2 1の講習記録簿には、受講者が提出した実施通知書を添付しておくものとする。

第10 取得時講習の実施方法

1 講習前の確認

実車講習を伴う講習で免許証を携帯することが必要な場合は、必ず免許証の携帯及び有効期限を確認の上、受講させること。

2 大型車等講習

(1) 大型車講習及び中型車講習

ア 講習の内容

講習は、大型車講習及び中型車講習の講習科目、時間割等に関する細目(別表第1)により4時間とする。

イ 講習指導員の数

各講習項目における講習指導員の数は、大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領(別表第2)に定める基準により行うものとする。

ウ 講習の方法

講習は、車両又はシミュレーターにより、大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領に基づき課題を設定して行うものとする。

エ 使用車両

大型車講習にあつては大型自動車(貨物自動車に限る。)を、中型車講習にあつては中型自動車(貨物自動車に限る。)の教習車両を使用するものとする。

(2) 準中型車講習

ア 講習の内容

講習は、準中型車講習の講習科目、時間割等に関する細目(別表第3)により、準中型免許を受けようとする者で、受講時において普通免許を受けているものに対しては、準中型自動車を使用した講習4時間のみを実施し、受講時において普通免許を受けていないものに対しては、準中型自動車及び普通自動車を使用した講習8時間を実施すること。

イ 講習指導員の数

準中型自動車を使用した講習の講習指導員の数は、準中型車講習における指導及び実施要領(別表第4)に定める基準により行うものとする。普通自動車

を使用した講習の実技における講習指導員の数は、1グループ3人以内の受講者に対し1人を基準とする。

ウ 講習の方法

(ア) 現に普通免許を受けている者

講習は、準中型車講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第3）の「1 準中型自動車を使用した講習」及び準中型車講習における指導及び実施要領（別表第4）に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

(イ) 現に普通免許を受けていない者

講習は、第10の2(2)ウ(ア)の準中型自動車を使用した講習を実施するとともに、準中型車講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第3）の「2 普通自動車を使用した講習」及び準中型車講習における指導及び実施要領（別表第4）に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。普通自動車を使用した講習については、講習指導員1名に対し3名以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に導入すること。また、講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

(ウ) 聴覚障害者に対する講習

聴覚障害者で、運転できる自動車等の種類を準中型自動車及び普通自動車に限定し、かつ、道路交通法施行規則第23条第1項(平成23年内閣府令第50号)の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等（以下「特定後写鏡等」という。）を使用すべきこととする条件（以下「特定後写鏡等条件」という。）が付されるものに対する別表第3に掲げる「危険を予測した運転（実技）」については、単独講習を実施すること。また、実車講習を踏まえて行われる「危険を予測した運転（討議）」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員1名による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付されている複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数受講を実施しても差し支えないものとする。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、「危険を予測した運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えないものである。

エ 使用車両

準中型自動車を使用した講習については、準中型自動車(貨物自動車に限る。)を使用し、普通自動車を使用した講習については、普通自動車の乗用車を使用するものとする。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、

それぞれ、特定後写鏡等を準中型自動車は車室外に、普通自動車は車室内において使用すること。

(3) 普通車講習

ア 講習の内容

講習は、普通車講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第5）により4時間とする。

イ 講習指導員の数

実技における講習指導員の数は、1グループ3人以内の受講者に対し1人を基準とする。

ウ 講習の方法

(ア) 講習は、普通車講習指導要領（別表第6）に基づき課題を設定して行うとともに、講習指導員1人に対し3人以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に導入するものとする。また、講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能（実技）」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

(イ) 特定後写鏡等条件が付される者に対する「1 危険を予測した運転(実技)」については、講習効果を考慮して単独講習を実施すること。また、実車講習を踏まえて行われる「2 危険予測ディスカッション（討議）」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員1人による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付される複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施しても差し支えないものとする。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、「1 危険を予測した運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えないものとする。

エ 使用車両

普通自動車の乗用車を使用するものとする。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、特定後写鏡等を車室内において使用すること。

3 自動二輪車講習

(1) 講習の内容

講習は、大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第7）により3時間とする。

(2) 講習指導員の数

ア 実技における講習指導員の数は、受講者3人以内に対し1人を基準とする。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる主任の講習指導員を

指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うものとする。

イ 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際これに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

(3) 講習の方法

講習は、大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領（別表第8）に基づき課題を設定して行うものとする。

(4) 使用車両

ア 大型二輪車講習

使用車両は、AT限定大型二輪免許を受けようとする者には総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下、限定なし大型二輪免許を受けようとする者には総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車の教習車両を使用するものとする。

イ 普通二輪車講習

使用車両は、小型限定普通自動二輪車免許を受けようとする者には、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通自動二輪車免許を受けようとする者には、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車の教習車両を使用するものとする。

4 旅客車講習

(1) 講習の内容

講習は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第9）により6時間とする。

(2) 講習指導員の数

各講習項目における講習指導員の数は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領（別表第10）に定める基準により行うものとする。

(3) 講習の方法

講習は、車両又はシミュレーターにより、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領に基づき課題を設定して行うものとする。

(4) 使用車両

講習使用車両は、大型旅客車講習では大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習では中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以

下) を、普通旅客車講習では普通乗用自動車の教習車両を使用するものとする。

5 応急救護処置講習

(1) 講習の内容

講習は、免許の種類により、次のとおりとする。

(ア) 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許を受けようとする者に対する講習は、第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第11）により3時間とする。

(イ) 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許を受けようとする者に対する講習は、第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第12）により6時間とする。

(2) 講習指導員の数

講習指導員は、受講者10人以内に対し1人を基準とする。

(3) 講習の方法

実技のうち、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸については、模擬人体装置を使用することとし、次の割合で使用すること。

(ア) 第一種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4名に対し全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。）の割合とする。

(イ) 第二種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4名に対し全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。）及び乳児1体の割合とする。

(4) 模擬人体装置

講習に使用する模擬人体装置は、第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、時間割等に関する細目及び第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、時間割等に関する細目に対応したものであり、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用するものとする。

(ア) 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順の訓練をすることができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

(a) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

i 人体と同じような感覚で胸骨圧迫（心臓マッサージ）を実施できる構造であること。

ii 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(b) 気道確保

i 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。

ii 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

(c) 人工呼吸

i 呼気吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

ii iの胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。

iii 呼気が逆流しない構造であること。

(4) 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(5) 留意事項

当該講習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に万全を期すこと。

(ア) 実習前には、うがい及び手洗いを実施させること。

(イ) 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、受講生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。

(ウ) 受講者が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用してできる場合を除き、当該装置を使用しての事後の実習は中止すること。

(エ) 受講時に、顔面又は口周辺から出血がある受講者については、吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。

(オ) 実習後は、ディスプレイの交換、フェイスマスク、気道部分の清掃等衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

6 事故防止

(1) 実技に当たっては、各種事故防止に万全を期すため、講習指導員による特段の配意をさせるとともに、講習中の事故に関し、傷害保険等に加入すること。

また、応急救護処置講習の実習については、衛生及び感染予防対策に万全を期すこと。

(2) 降雪等の悪天候を含め講習を実施することが危険と認められる場合は、後日、講習日を指定して受講させること。また、大型車講習、中型車講習及び準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）については、講習科目「5 悪条件下での運転」、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習については、講習科目「4 悪条件下での運転」において、場内コース又は道路において凍結の状

態にある路面での自動車の走行を行うこととされているが、これを道路において行う場合は、安全が確保されている場合に限ること。

第1 1 講習終了証明書の交付等

- 1 委託先講習機関は、所定の取得時講習を終了した者にそれぞれ細則第1 8条の3第5項に規定する講習終了証明書を交付するものとする。
- 2 講習終了証明書の番号は、暦年の一連番号とする。
- 3 講習終了証明書の番号の表示方法は、7桁の数字とし、上位の4桁は委託先講習機関の教習所コード番号を、末尾3桁は一連番号の各数字を連ねて構成するものとする。

なお、末尾3桁は、次の区分で構成するものとする。

講習終了証明書名	末尾3桁数
普通車講習終了証明書	001～100
大型二輪車講習終了証明書	101～200
普通二輪車講習終了証明書	201～300
応急救護処置講習（一）終了証明書	301～400
大型旅客車講習終了証明書	401～500
普通旅客車講習終了証明書	501～600
応急救護処置講習（二）終了証明書	601～700
中型旅客車講習終了証明書	701～800
大型車講習終了証明書	801～850
中型車講習終了証明書	851～900
準中型車講習終了証明書	901～999

- 4 委託先講習機関は、講習終了証明書を交付するときは講習種別ごとに取得時講習終了証明書交付簿（第9号様式）を作成して交付状況を明らかにしておくものとする。
- 5 講習終了証明書を誤記等した場合は、返納届（第10号様式）に誤記等した講習終了証明書を添付して運転免許課長を経由して公安委員会に返納するものとする。
- 6 運転免許課長は取得時講習終了証明書受払簿（1）（第11号様式）により、委託先講習機関は取得時講習終了証明書受払簿（2）（第12号様式）により講習終了証明書の取扱状況を明らかにして管理するものとする。

第1 2 講習終了証明書の再交付

- 1 講習終了証明書の再交付は、運転免許課長を経由して公安委員会に受講者本人が取得時講習終了証明書再交付申請書（第13号様式）により、申請するものとする。

- 2 運転免許課長は、申請の受理に当たっては人定及び受講の有無を確認するものとする。
- 3 運転免許課長は、再交付申請を受理したときは講習終了証明書の右上に「再発行」と朱書きし、交付するものとする。

第13 報告

- 1 委託先講習機関は、講習が終了した者について取得時講習実施結果報告書（第14号様式）により、毎月10日までに運転免許課長を経由して公安委員会に報告するものとする。
- 2 委託先講習機関は、講習実施中に特異な事案等が発生した場合は、運転免許課長に速報するものとする。

第14 書類の保存期間

- 1 交通部運転免許課に保管すべき書類及び保存期間は、次のとおりとする。

書 類 名	保存期間
取得時講習受講申請書（細則別記様式第15）	5年
取得時講習実施通知書交付簿（第2号様式）	1年
返 納 届（第10号様式）	1年
取得時講習終了証明書受払簿（1）（第11号様式）	1年
取得時講習終了証明書再交付申請書（第13号様式）	1年
取得時講習実施結果報告書（第14号様式）	1年

- 2 委託先講習機関に保管すべき書類及び保存期間は、次のとおりとする。

書 類 名	保存期間
取得時講習実施通知書（第1号様式）	1年
取得時講習予約簿（第3号様式）	1年
取得時講習受講者名簿（第4号様式）	1年
旅客車講習記録簿（第5号様式）	1年
大型・中型車講習記録簿（第6号様式）	1年
準中型車11時間講習記録簿（第6号様式の2）	1年
準中型車4時間講習記録簿（第6号様式の3）	1年
普通車講習記録簿（第7号様式）	1年
自動二輪車講習記録簿（第8号様式）	1年
取得時講習終了証明書交付簿（第9号様式）	1年
取得時講習終了証明書受払簿（2）（第12号様式）	1年



別表第1

大型車講習及び中型車講習の講習科目、時間割等に関する細目

種	種	講習科目	講習細目	講習内容	時間	
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1	
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 大型自動車又は中型自動車に係る他の交通との関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。	1	
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1	
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法及び安全な運転能力を養わせる。	1	
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪及び凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨及び強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	1	
備考	休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。				合計	4

別表第2

大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性を理解した運転	
講習細目	指導要領
1 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	急激な運転及び通常運転を行うことにより、どの程度の運転操作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得させる。
2 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線変更、減速、停止等の一連の運転行動が滑らかにできるよう訓練する。
3 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それに応じた運転を修得させる。
講習実施要領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。</p> <p>(2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の前部、後部及び車軸の上に当たる部分の3箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。</p> <p>(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量のおおむね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。</p> <p>(4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。</p> <p>2 講習指導員の数</p> <p>本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。</p> <p>3 使用車両</p> <p>(1) 大型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、中型自動車又は準中型自動車を使用して行うことができる。</p> <p>(2) 中型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、準中型自動車を使用して行うことができる。</p>	

2 危険を予測した運転	
講習細目	指導要領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのよ

	うな予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
4 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	大型自動車及び中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。

講 習 実 施 要 領

1 講習の方法	
<p>(1) 観察学習（自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習をいう。以下同じ。）及びコメンタリードライビング（受講者が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を、運転しながら短い言葉でコメントすることによる講習をいう。以下同じ。）を行うこと。また、観察学習についてのみ、複数講習（自動車の運転に関する実技の講習を自動車により行う場合に、講習指導員が受講者の運転する自動車に他の受講者1人若しくは2人と乗車し、又は講習指導員の運転する自動車に3人以下の受講者を同乗させて指導する方法による講習をいう。以下同じ。）又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、それぞれ受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。また、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、講習指導員1人が同時に3人以内の受講者に対し講習を行う（以下「集団講習」という。）ことができるものとする。</p> <p>(2) (1)の方法による講習を行った後、引き続き講習科目「3 危険予測ディスカッション」を行う方法により、2時間連続して行うこと。</p> <p>(3) 受講者の運転による講習は、その直後に講習科目「3 危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。</p> <p>(4) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。</p> <p>ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。</p> <p>イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。</p>	
2 講習指導員の数	
観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、1 (1)に基づく講習指導員数とする。	

3 危険予測ディスカッション	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。

2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習の方法 (1) 講習科目「2 危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。 (2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方及び疑問を引き出し、発言させること。また、ディスカッションの素材となりやすい場所及び危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。 (3) 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習科目「2 危険を予測した運転」における講習指導員が引き続き行うこと。 (4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。	

4 夜間の運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切替え等、夜間におけるより良い運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講 習 実 施 要 領	
1 講習方法 (1) 日没後の道路における講習を原則とすること。 (2) ただし、(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習及び施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講	

習から講習への移動時間の短い場合に限る。)

- (3) (1) 及び (2) により講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う (ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。) 講習方法により実施すること。

なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。

- (4) 本講習については、次のことに留意すること。

ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル (透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの) を使用すること。また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。

ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと (設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。)

2 講習指導員の数

- (1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。
- (2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5 悪条件下での運転	
講習細目	指導要領
1 積雪及び凍結道路の運転の仕方	積雪及び凍結路面において急ブレーキ及び急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動、十分な車間距離等安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動、十分な車間距離の確保等安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨及び強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否の見極め方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。
講習実施要領	
1 講習方法	
(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。	

- (2) ただし、(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。
- ア 運転シミュレーターを使用して行うもの
 - イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの(以下「スキッド講習」という。)
 - ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き(1)の方法による講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。)
- (3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合又はスキッド講習を行う場合(悪条件の一部での走行のみの場合)については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。
- 2 講習指導員の数
- 運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習により行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。
- 3 使用車両
- (1) 大型車講習にあつては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
 - (2) 中型車講習にあつては、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

別表第3

準中型車講習の講習科目、時間割等に関する細目

1 準中型自動車を使用した講習

順	試	講習科目	講習細目	指導内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通の関わりにおける危険性を的確に予測し、危険回避する能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1
	討議	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状	1

				態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	
悪条件下での運転	実技	4 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されること、その他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運転能力を養わせる。	1
		5 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養わせる。	

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

合計

4

2 普通自動車を使用した講習（現に普通免許を受けていない者に限る。）

種	術	講習科目	講習細目	指導内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測し	1

				た運転に関する技能を習得させる。	
	討 議	2 危険予測 ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付されている者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1
高速道路での運転	講 義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1
	実 技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。				合計	4

別表第4

準中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性を理解した運転	
講習細目	指導要領
1 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得させる。
2 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう訓練する。
3 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それに応じた運転を修得させる。
講習実施要領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。</p> <p>(2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の1箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。</p> <p>(3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。</p> <p>(4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。</p> <p>2 講習指導員の数 本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。</p> <p>3 使用車両 準中型車（貨物自動車に限る）を使用する。</p>	
2 危険を予測した運転	
講習細目	指導要領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。

3 危険の少ない運転行動の選び方	<p>入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。</p> <p>貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。</p>
4 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	<p>準中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。</p>

講 習 実 施 要 領

1 講習の方法	
(1) 観察学習及びコメンタリードライビングを行うこと。	
<p>また、観察学習についてのみ、複数講習又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、それぞれ受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。また、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、集団講習を行うことができるものとする。</p>	
(2) 上記(1)の方法による講習を行った後、引き続き講習科目「3 危険予測ディスカッション」を行う方法により、2時間連続して行うこと。	
(3) 受講者の運転による講習は、その直後に講習科目「3 危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。	
(4) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。	
<p>ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。</p>	
<p>イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。</p>	
2 講習指導員の数	
<p>観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、上記1(1)に基づく講習指導員数とする。</p>	
3 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習	
<p>特定後写鏡等条件が付される者に対しては、上記の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。</p>	
<p>① 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認するなどして行う。</p>	
<p>② 狭い道路から広い道路に後退し、又は道路外から道路に後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。</p>	

3 危険予測ディスカッション	
講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	<p>視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。</p>
2 走行中の危険場	<p>直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中</p>

面	の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。

講 習 実 施 要 領

1 講習方法	
(1) 講習科目「2 危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。	
(2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。 また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。	
(3) 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習科目「2 危険を予測した運転」における講習指導員が引き続き行うこと。	
(4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。	
2 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習	
特定後写鏡等条件が付される者に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い気付いた事項について警察への連絡を依頼する。	
① 交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法	
② 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義及び聴覚障害者標識の意義）	

4 夜間の運転	
講 習 細 目	指 導 要 領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講 習 実 施 要 領	

1 講習方法

- (1) 日没後の道路における講習を原則とすること。
 - (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。
 - ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。
 - イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。
 - (3) 上記(1)及び(2)により講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る）講習方法により実施すること。

なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。
 - (4) 本講習については、次のことに留意すること。
 - ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
 - イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40パーセントの黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。）を使用すること。

また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。
 - ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。
- ## 2 講習指導員の数
- (1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。
 - (2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5 悪条件下での運転

講習細目	指導要領
1 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。

4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。
講 習 実 施 要 領	
<p>1 講習方法</p> <p>(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。 また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。</p> <p>(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。</p> <p>ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。</p> <p>イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの(以下「スキッド講習」という。)</p> <p>ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の方法による講習を行うもの(ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。)</p> <p>(3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合(悪条件の一部での走行のみの場合)については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。</p> <p>2 講習指導員の数</p> <p>運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習により行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。</p> <p>3 使用車両</p> <p>準中型車講習にあつては、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。</p>	

※ 普通車を使用した講習については、普通車講習指導要領(別表第6)によるものとする。

別表第5

普通車講習の講習科目、時間割等に関する細目

種	種	講習科目	講習細目	指導内容	時間	
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、路上における実車走行を実施する前に、特定後写鏡（ワイドミラー及び補助ミラー）の取付方法及び使用方法、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1	
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに講習指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、上記に加えて、交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識を習得させる。	1	
高速道路での運転	講義	3 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車道での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路の特徴、高速走行に当たっての心構え、走行要領等について理解させる。	1	
	実技	4 高速道路での運転に必要な技能	(1) 高速走行前の車両の点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1	
備考		休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。			合計	4

普通車講習指導要領

1 危険を予測した運転（実技）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険要因の とらえ方	○ 交差点、カーブでの走行及び駐車車両の側方通過等の危険場面を含む路上を走行させ、素早く危険場面をとらえる訓練をする。	○ 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、左記の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。この場合、②の外輪差の体感及び③の警音器の吹鳴の指導を実施するときは、補聴器を使用させないこととする。
(2) 起こり得る 危険の予測	○ とらえた危険場面ごとに、危険を予測するための着眼点について指導し、顕在的危険と潜在的危険を予測させる。 ○ 受講者がどのような予測をしているか質問するなどして、理解度を把握するように心掛ける。	① 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、教習車両のリアトランクに赤色回転灯を設置するなどして行う。
(3) より危険の 少ない運転行 動の選び方	○ 危険が発生しても安全に対応できる速度、走行位置、安全空間等を前もって選ばせる。（複数の受講者を同乗させている場合） ○ 運転者以外の受講者に観察表に記録させるなどして、引き続き行われる「2 危険予測ディスカッション」で効果的な討議が行えるよう準備させるとともに、情報のとらえ方及び危険場面での対応の仕方について自分の運転と比較させて、良い部分を吸収させる。	② 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。また、後退時にパイロンに接触させるなどして、外輪差を体験させる。なお、準中型車講習において後退時の実技を実施するものは、本講習における後退時の実技を省略することができるものとする。 ③ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、又はこれを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するように設置して、警音器を適切に吹鳴させるとともに、危険を回避する方法をとらせる。

2 危険予測ディスカッション(討議)

講習細目	指導要領	備考
(1) 危険予測の重要性	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義及び重要性」について説明する。	○ 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、特に次の項目について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼する。
(2) 走行中の危険場面	○ 直前に実施された「1 危険を予測した運転」走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について指導員が補足説明するよう心掛けること。	① 踏切を通過しようとする時において、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 ② 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法
(3) 起こり得る危険の予測	○ それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。	③ その他交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法
(4) より危険の少ない運転行動	○ 予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	④ 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義、普通車の意義及び聴覚障害者標識の意義）

3 高速道路での運転に必要な知識(講義)

講習細目	指導要領	備考
(1) 高速道路利用上の心得	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、高速道路の特徴及び施設の利用法、高速走行の特性、走行要領等について理解させる。	
(2) 走行計画の立て方	○ 自由度の少ない高速道路においては、燃料補給及び適度な休憩を折り込んだゆとりある走行計画を立てるように指導する。	
(3) 本線車道への進入	○ 一般道路から、料金所、ランプウェイ等を通行して、本線車道へ合流するまでの運転の流れを理解させる。	

(4) 本線車道での走行	○ 急ブレーキ・急ハンドルの回避、トンネル及びインターチェンジ付近の走行及び追越しの仕方等について理解させる。	
(5) 本線車道からの離脱	○ 本線車道から、減速車線、ランプウェイ等を通行して一般道路に流入するまでの運転の流れを理解させる。	

4 高速道路での運転に必要な技能(実技)		
講習細目	指導要領	備考
(1) 高速走行前の車両点検の仕方	○ 高速走行前に必要とされる点検の仕方を指導する。 ① 燃料の量 ② エンジンオイルの量 ③ 冷却水の量及び漏れ ④ ファンベルトの張り具合及び損傷 ⑤ タイヤの溝の深さ	
(2) 本線車道への進入	○ 次の事項について指導する。 ① インターチェンジの通行 ② 料金所付近のマナーと心得 ③ 本線車道の車両の確認 ④ 加速車線での加速 ⑤ 本線車道へのなめらかな進入	
(3) 本線車道での走行	○ 次の事項について指導する。 ① 一定速度による走行 ② 走行車線での走行方法 ③ 車間距離の維持 ④ 車線変更 ⑤ 追越し ⑥ アクセルワークによる速度調節	○ 受講者の技量、交通状況等に応じて、車線変更を積極的に行わせるなど、施設を十分に活用すること。
(4) 本線車道からの離脱	○ 本線車道から減速車線、ランプウェイ等を通行させ、一般道路へ流入させる。 ① 減速車線での走行方法 ② エンジンブレーキの活用 ③ 一般道路に応じた速度での走行	

別表第7

大型二輪車講習及び普通二輪車講習の講習科目、時間割等に関する細目

試	講習科目	講習細目	指導内容	時間
実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 運転シミュレーターによる模擬体験をすることにより、危険に対する予測及び対応の仕方を養わせる。	1
討議・講義	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。[運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。]	1
	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	
実技・実車	4 ケーススタディ(交差点)	特徴的事故の危険に対応した走行 ・直進する場合 ・右折する場合 ・左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止について理解させる。[運転シミュレーターを用いて行うことができる。]	1
	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調整 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追越し及び追越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 道路及び交通状況に応じた速度の調整の仕方を理解させる。 ○ 安全な行き違い及び側方通過の仕方を理解させる。 ○ 追越し及び追越され方について理解させる。 ○ 交通状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法を理解させる。 ○ 受講者自ら走行コースを設定し、道路及び交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる安全な運転方法を理解させる。	
備考	休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。			合計 3

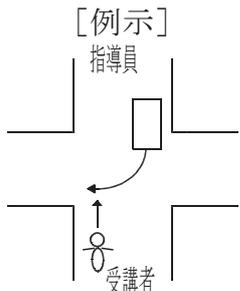
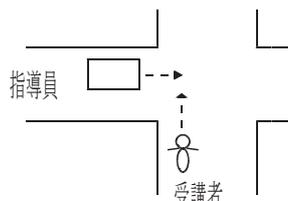
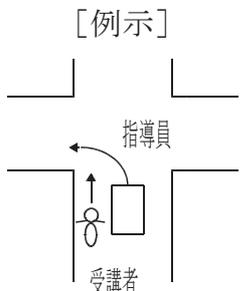
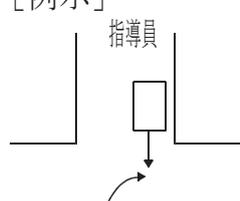
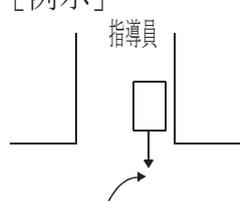
別表第 8

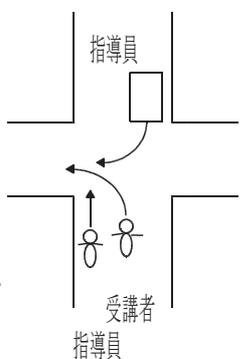
大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領

1 危険を予測した運転（実技）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険要因の とらえ方	○ 受講者は3人までとし、1人10分～15分程度の模擬体験走行を行う。	・運転シミュレーターを使用する。
(2) 起こり得る 危険の予測	○ 運転シミュレーターの危険場面を体験させ、指導員の解説により危険予測の仕方を指導する。	
(3) 危険の少ない 運転行動の 選び方	○ あらかじめ設定された危険場面及び注意場面を選択し、複数（3人以内）の受講者に交代で体験させる。 ○ 後部から他の受講者が行う運転状況を観察させ、自分の予測、判断及び対応の仕方との違いを比較させて、良い部分を吸収させる。 ○ 指導員が模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うか指導員は説明しないで、引き続き行われる「2 危険予測ディスカッション」に役立てる。	・ディスカッション時に意見交換ができるよう、受講者に改善すべき点を見つけだしチェックしておくよう指導する。
2 危険予測ディスカッション（討議）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険予測の 重要性	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義及び重要性」について説明する。	・運転シミュレーター終了後に行う。
(2) 走行中の危 険場面	○ 直前に実施された「1 危険を予測した運転」の走行中の場면을素材にして、受講者に危険場面及び指導員との運転の違いなどを抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について指導員が補足説明する。	
(3) 起こり得る 危険の予測	○ それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。	
(4) より危険の 少ない運転行 動	○ 予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	
3 二人乗り運転に関する知識（講義）		

講習細目	指導要領	備考
(1) 二人乗りに関する法規制の内容	○ 教本、DVD等必要な教材を用い、二人乗りに関する法規制の内容について説明する。	
(2) 二人乗りの運転特性	○ 教本、DVD等必要な教材を用い、一人乗りと二人乗りとの違い及び一人乗りでの運転習熟の重要性について説明する。	

4 基本走行（実技）
 (1) ケーススタディ（交差点）

講習細目	指導要領	備考
<p>特徴的事故の危険に対応した走行</p> <p>ア 直進する場合</p>	<p>○ 車両等の設定はコースに応じ、停止状態、走行中等実施方法を工夫して行うこと。</p> <p>○ コース内の交差点以外の場所で、同様な場面を設定し、実施してもよい。</p> <p>○ 直進二輪車と右折四輪車（右直） (方法例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直進二輪車を受講者が運転し、四輪車（二輪車でも可）を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。  <p>○ 出合頭 [例示] (方法例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 二輪車を受講者が運転し、四輪車（二輪車でも可）を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。  <p>○ 巻き込まれ防止 (方法例) [例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> 四輪車（実車）の内輪差を確認させる。 四輪車から見やすい位置に停止する。 左折する四輪車に接近しない。  <p>○ 直進四輪車と右折二輪車 [例示] (方法例)</p> <ul style="list-style-type: none"> (右直) と設定を逆にして、二輪車を受講者が運転し、四輪車(二輪車でも可)を指導 	<p>・ 運転シミュレーターで行うことができる。</p>
<p>イ 右折する場合</p>	<p>○ 直進四輪車と右折二輪車 [例示] (方法例)</p> <ul style="list-style-type: none"> (右直) と設定を逆にして、二輪車を受講者が運転し、四輪車(二輪車でも可)を指導 	

<p>ウ 左折する場合</p>	<p>員が運転して、可能な限り場面を設定する。</p>  <p>○ 対向右折四輪車又は並進する二輪車と、左折二輪車 (方法例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 左折する二輪車を受講者が運転し、右折する四輪車(二輪車でも可)を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。 並進する二輪車を指導員が運転し、左折する二輪車を受講者が運転して、可能な限り場面を設定する。 <p>[例示]</p> 	
-----------------	--	--

(2) 交通の状況及び道路環境に応じた運転		
講習細目	指導要領	備考
(1) 速度調節	<p>○ 周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、直線路、交差点及びその付近、カーブ、狭い道路等での速度の調節の必要性及び調節の仕方を指導する。</p>	
(2) 行き違い及び側方通過	<p>○ 周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、幅員の広い道路、カーブ、狭い道路、駐車車両等の障害物の側方通過時の安全な行き違い及び側方通過の仕方を指導する。</p>	
(3) 追越し及び追越され	<p>○ 周回コース及び幹線コースの連続走行により、追越しの判断、追越しの方法及び追い越され方を指導する。</p>	
(4) 制動の時期及び方法	<p>○ 周回コース及び幹線コースの連続走行により、空走距離、制動距離及び周囲の交通状況に応じた安全かつ円滑な制動の必要性及び行い方を指導する。</p>	
(5) 自由走行	<p>○ 自主的な運転行動 連続する総合的な課題を法規に従って自主的に走行させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題は受講者の希望を踏まえながら、3つ程度を必ず通過するように指導員が設定し、教示する。 <p>(指導例) 直線狭路コース、屈折コース及び曲線コースを通過するようコースを設定させる。</p>	

別表第9

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の講習科目、時間割等に関する細目

種	種	講習科目	講習細目	講習内容	時間
危険を予測した運転	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こり得る危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させながら、的確な危険予測能力及び危険回避能力を養わせる。	2
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 直前に行った実技における危険場面等を踏まえ、旅客を安全に輸送するための意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1
夜間の運転	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 旅客輸送を想定し、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法及び安全な運転能力を養わせる。	1
悪条件下での運転	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪及び凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨及び強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、凍結の状態にある路面での走行等、自然環境下における様々な悪条件を体感させ、それに伴う的確な危険予測及び危険回避能力を養わせる。	1
身体障害者等へ	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供及び高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 ・ 児童及び幼児の保護 ・ 高齢者の保護 ・ 子供及び高齢者が	○ 子供、高齢者、身体障害者等の特性を理解させ、道路における危険予測・危険回避能力を養わせる。 ○ 旅客となりうる身体障害者等の特性を理解させ、様々な障害に対応した介助方	1

の 対 応		<p>事故に遭いやすい場所における保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の乗車時等の対応 <p>(2) 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者の保護 ・身体障害者の乗降時の対応 	法を習得させる。	
-------------	--	--	----------	--

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

合計	6
----	---

別表第10

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領

1 危険を予測した運転	
講習細目	指導要領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講生にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 旅客輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
講習実施要領	
<p>1 講習の方法</p> <p>(1) 観察学習による講習及びコメンタリードライビングによる講習をそれぞれ1時間行うこと。ただし、観察学習については、受講者が観察することのみに終始しないよう指導すること。また、観察学習についてのみ、運転シミュレーターによる講習（集団講習可）を行うことができるものとする。</p> <p>(2) (1)の方法による講習を2時間連続で行った後、引き続き講習科目「2 危険予測ディスカッション」（1時間）を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間連続で行うことが困難な場合については、次の方法によることができるものとする。</p> <p>ア 観察学習を行った後、引き続き講習科目「2 危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（講習と講習の間に他の講習を挟まないもの）にコメンタリードライビングを行うもの</p> <p>イ 観察学習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き講習科目「2 危険予測ディスカッション」を行うもの</p> <p>2 講習指導員の数</p> <p>観察学習及び1(2)の方法による本講習及び講習科目「2 危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数講習を行うことができるものとする。</p> <p>なお、上記方法による場合は、それぞれの受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。</p>	

3 使用車両	大型旅客車講習にあつては大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては普通自動車を使用すること。
--------	--

2 危険予測ディスカッション	
講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講習実施要領	
1 講習方法 <ul style="list-style-type: none"> (1) 講習科目「1 危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間以上連続して行うことができない場合にあつては、講習科目「1 危険を予測した運転」の講習方法における1（2）ア及びイの方法により、少なくとも実技に係る講習を1時間以上行った後に引き続き連続して行うこと。 (2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方及び疑問を引き出し、発言させること。また、ディスカッションの素材となりやすい場所及び危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。 (3) 本講習における講習指導員はできるだけ直前に行った実技に係る講習における講習指導員が引き続き行うこと。 (4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。 	

3 夜間の運転	
講習細目	指導要領

1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報の捉え方	蒸発現象、眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報の捉え方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切替え等、夜間におけるより良い運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。

講 習 実 施 要 領

1 講習方法

- (1) 日没後の道路における講習を原則とすること。
- (2) ただし、(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。
 - ア 運転シミュレーターを使用して行うもの
 - イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習及び施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）
 - ウ 本講習については、次のことに留意すること。道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯（大型旅客車講習のみ）させて行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。
 - 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
 - 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用すること。また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。
- (3) 日没後に本講習を行うことができない場合に限り、次の方法により行わせることができるものとする。
 - ア 日没に近接した時間に行うこと。
 - イ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うものであること（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。
 - ウ 本講習については、次のことに留意すること。

2 講習指導員の数

- (1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。
- (2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

3 使用車両

大型旅客車講習にあつては大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては中型自動車（バス型、11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては普通自動車を使用すること。

4 悪条件下での運転

講習細目	指導要領
1 積雪及び凍結道路の運転の仕方	積雪及び凍結路面において急ブレーキ及び急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動、十分な車間距離等安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動、十分な車間距離の確保等安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨及び強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否の見極め方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。

講習実施要領

1 講習方法

- (1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。
- (2) ただし、(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。
 - ア 運転シミュレーターを使用して行うもの
 - イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの
 - ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き(1)の方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）
- (3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合又はスキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。

2 講習指導員の数

運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習により行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。

3 使用車両

大型旅客車講習にあつては大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、中型旅客車講習にあつては中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、普通旅客車講習にあつては普通自動車を使用すること。

5 身体障害者等への対応	
講習細目	指導要領
1 子供及び高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応	教本、視聴覚教材等を用い、旅客となりうる子供及び高齢者の行動を理解させるとともに、より安全な運転行動と対応を修得させる。
2 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応	身体障害者の特性を理解させるとともに、実習形式で車両へ身体障害者を乗車させる方法について修得させる。
講習実施要領	
<p>1 講習方法</p> <p>(1) 大型旅客車講習にあつてはバス型の大型自動車（必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客車講習にあつてはバス型の中型自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車講習にあつては普通自動車（必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、施設内のコースその他の設備において実習形式により行うこと。</p> <p>(2) 講習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、講習指導員又は受講者が互いに運転者又は乗客となって実習を行うこと。 なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。</p> <p>(3) 講習の一部（約20分以内）については、DVD等の視聴覚教材を使用した講習を行うことができるものとする（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。</p> <p>2 講習指導員の数 講習指導員1名が6人以内の受講者に対し行うことができるものとする。</p> <p>3 合同講習の方法 当該講習は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の合同講習を行うことができるものとする。</p>	

別表第 1 1

第一種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、時間割等に関する細目

舩	講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 内 容	時 間
講 義	1 応急救護 処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について強調する。	1
	2 実施上の 留意事項	(1) 適切な実施場所の選 定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷 の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 応急救護 処置の基礎 知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫（心臓マ ッサージ） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) A E Dを用いた除細 動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本等を用いて理解させる。 A E Dを用いた除細動については、その概要、A E Dの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止及び救命の連鎖について指導する。	
実 技	5 応急救護 処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2
	6 応急救護 処置の実践	(1) 負傷者の観察(意識) (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察(呼吸) (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫（心臓マッ サージ） (6) 気道確保 (7) 人工呼吸 (8) 胸骨圧迫（心臓マッ サージ）と人工呼吸(循	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)	

	環) (9) 気道異物除去 (10) 止血法	を1分間に100～120回のテンポで約1分間実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫(心臓マッサージ)を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。 ○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。 ○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
7	まとめ	訓練の継続と実行の大切さ	
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。			合計 3

別表第 1 2

第二種免許に係る応急救護処置講習の講習科目、時間割等に関する細目

対	講 習 科 目	講 習 細 目	講 習 内 容	時 間
講 義	1 応急救護 処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1
	2 実施上の 留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
	3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
	4 具体的な 実施要領	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) A E Dを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 A E Dを用いた除細動については、その概要、A E Dの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止及び救命の連鎖について指導する。	
	5 各種傷病 者に対する 対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	
	6 まとめ	訓練の継続と実行の大切さ		
実 技	7 傷病者の 観察及び移 動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1

8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難な場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	○ 回復体位を重点的に指導する。	
9 心肺蘇生法	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (4) 気道確保と人工呼吸	○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで約1分間実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて、2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	2
10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部及び顔面の止血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	
12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1
13 固定法			
備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。			合計 6

様式 省略